

地域女性活躍推進交付金実施計画書(都道府県分)

都道府県名:鹿児島県

1. 事業名	女性の活躍推進支援事業
2. 実施期間	平成28年4月1日 ~ 平成29年3月31日
3. 地域の実情と課題	<p>雇用の分野においては、女性の多くが出産・育児期に就業を中断することから、女性の労働力率を示す曲線は、30代を底とする「M字カーブ」を描いている。この中断は、女性の継続的な職業のキャリア形成を困難とし、男女間の勤続年数の差や女性の知識、経験不足の要因となる。また、女性の雇用形態は、子育て期にあたる年代以降は非正規雇用の割合が高くなっており、賃金や管理職等への登用など就業の場の待遇や機会において男女間の格差が存在し、男女共同参画社会の阻害要因となっている。</p> <p>また、少子高齢化の進行による労働力人口減少などの社会経済情勢の変化に伴う課題解決のためにも、女性の雇用環境整備は喫緊の課題である。</p> <p>このような中、本県においては、第2次鹿児島県男女共同参画基本計画重点目標の中に、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」、「男女ともに能力を発揮できる就業環境整備」、「仕事と生活の調和を図るための環境づくり」を設定し、さらに緊要な課題解決に向けて重点的、集中的、部局横断的に推進するべき戦略的取組として、「産業分野における女性の活躍の促進」、「女性が働き続けられることができ、暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実」を位置づけ、女性のエンパワメント促進のための女性のエンパワメントセミナーの開催や女性が働き続けられる職場環境づくりに取り組む企業に対しての支援などを行っているところである。</p> <p>しかしながら、未だ男性中心型労働慣行等の企業風土は根強く、その変革に向けて、経営者等に対する更なる啓発に努める必要がある。</p> <p>また、事業所内の女性の人材層が薄いこと等により、女性が職場で疑問や悩みを抱えながら孤独感を感じている状況があるため、事業所や業種の枠を超えた働く女性のネットワークづくりの場を設ける必要がある。</p>
4. 事業の趣旨・目的	<p>平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、今後さらに女性の活躍推進への取組の加速化が求められる状況にあることから、企業のトップや各種業界全体の意識改革・働き方改革のための研修や女性社員のキャリア研修を開催し、県内企業の女性登用の促進と女性が就業継続し、キャリアアップできる社会の実現を目指す。</p> <p>また、女性活躍推進に取り組む事業所からの報告と講演会の開催やアドバイザー派遣など、企業への支援を行うことにより県内における取組の拡大を図る。</p>
5. 事業目標	<p>企業等に対し、固定的役割分担意識を反映した職業観の解消、仕事と生活の調和に関する意識啓発を図り、県内企業の女性登用の促進、女性の就業継続や再就職が可能な職場環境づくりを目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職(会社役員、管理的公務員等)に占める女性の割合(平成22年国勢調査:14.7%)の増 ・ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合 33.6%(H25) → 40%(H29)
6. 事業内容	<p>1 かがしまの女性就業支援事業</p> <p>(1)女性活躍推進協議会ワーキンググループによる協議 女性活躍推進協議会内に働く女性を中心としたWGを置き、協議、意見交換を行い、女性活躍推進の事業に反映させる。</p> <p>(2)女性登用支援講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ①経営者向け女性活躍推進セミナーとネットワーキング(2回) 【企業向け】 ②経営戦略としての多様な人材活躍のためのダイバーシティ・マネジメント研修(1回) ③働く女性のキャリアデザインセミナーとネットワーキング(2回) 【女性向け】 <p>2 かがしま女性活躍推進事業所応援事業</p> <p>「女性が働き続けられる職場づくり促進事業」の継続事業として、さらに県内における取組を拡大するため、以下の事業を実施する。</p> <p>(1)「女性が働き続けられる職場づくり促進事業」の成果報告と講演会の開催 平成27年度に「女性が働き続けられる職場づくり促進事業」に参加した事業所からの成果報告とダイバーシティ・マネジメントについて理解を深めるための講演会を開催する(報告事業所 5社)。これにより、当該5社のみでなく、他の様々な業種、様々な事業規模の事業所とも共有を図る。</p> <p>(2)女性活躍応援アドバイザーの派遣 多様性理解のための研修や経営層と従業員が経営課題を共有する会議を実施し、企業のニーズに合わせたアドバイザーを派遣する(中小企業等 5社、4回程度)。今回は、単に就業規則等の規程の見直しにとどまらず(前回: 社会保険労務士)、それに加え生産性の向上など経営全般のニーズにも対応できるよう、中小企業診断士等も視野に入れ、企業のニーズに応じた専門家を派遣することとする。</p> <p>【交付金対象外事業】(別紙のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の活躍推進計画策定事業 ・かがしま女性活躍推進協議会(仮)の設置・運営 <p>女性活躍推進法に基づき、地域における女性の活躍を推進するための協議の場として、協議会を設置・運営し、多様な主体による連携体制を構築するとともに、取組を促進する。 協議会立ち上げ時期:H28年度5,6月を目途に。併せて公表予定</p>

7. 事業の実施により期待される効果	<p>女性活躍推進協議会のワーキンググループ内で現状等を共有し、女性活躍推進に関する事業についての協議、意見交換を行い、その結果を事業に反映させることにより、地域の実情に応じた取組を効果的に実施することが期待できる。</p> <p>また、女性登用支援講座の実施や女性の活躍推進に取り組む事業所を支援することにより、意識改革・働き方改革を進めることができ、県内における女性の活躍推進への取組の加速化が図られる。</p>						
8. 事業効果の検証及び今後の課題の整理方法	<p>ワーキンググループ内で継続して、現状等の情報共有や協議、意見交換を行う。</p> <p>また、アドバイザー派遣した事業所については、女性の活躍推進に取り組むモデル企業として、その後の状況について把握に努めるとともに、こうした取組を広報媒体や協議会等を通じ、周知を行うことにより、県内の取組の拡大を図る。講座等の参加企業については、定期的に女性活躍推進に関する情報提供を行うなど、取組の促進を促す。</p>						
9. 事業の実施体制	<p>1 連携団体との関係</p> <p>(1)連携方法 法に基づき、多様な主体による連携体制を構築するため、関係機関による協議会を設置し、その下部組織として女性ワーキンググループを設け、交付金事業について協議を行い意見を事業へ反映させる。 また、交付金事業実施にあたっては、協議会と常に連携し、事業後も課題等の共有を図り、以後の事業に生かしていく。</p> <p>(2)連携団体 経済団体(県商工会議所連合会、県商工会連合会、経済同友会、農業協同組合連合会ほか) 関係機関(労働局、大学コンソーシアム) 行政機関(県、市長会、町村会ほか) 女性代表(女性WG)</p> <p>2 委託</p> <p>(1)かごしまの女性就業支援事業(女性活躍推進協議会ワーキンググループによる協議を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 公募 ・委託内容 セミナーの企画・運営 ・経費 712千円 <p>(2)かごしまの女性活躍推進事業所応援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 公募 ・委託内容 報告・講演会の企画・運営支援 アドバイザーの派遣 ・経費 1,971千円 						
10. 経費の内訳 (単位:円)							
	取組内容	公募要領の取組例	総事業費(A=B+C+D)	本交付金(B)	他の寄付金等(C)	自己資金(D)	備考
	かごしまの女性就業支援	(1)	1,028,000	822,000	0	206,000	
	かごしま女性活躍推進事業所応援	(1)	2,049,000	1,639,000	0	410,000	
	合計		3,077,000	2,461,000	0	616,000	
11. 推進計画策定時期(策定予定時期)	平成29年3月 (策定済・ <u>策定予定</u>)※どちらかにマルをつけてください。						